

国際貿易と中核的労働基準

International Trade and Core Labour Standards

はじめに

1996年、OECDは『貿易、雇用、労働基準：労働者の基本的権利と国際貿易』と題する先駆的な研究報告書を出版しました。これは、一定範囲の中核的労働基準の定義に関する国際政治の場でのコンセンサス形成に役立ちました。この1996年のOECD報告書以降、貿易、雇用、中核的労働基準をめぐる問題については、国内、国際レベルで幅広い進展がありました。

本政策フォーカスは、OECDが新たに発表した報告書『国際貿易と中核的労働基準』の要旨をまとめたものです。この報告書は最近の進展を分析したのですが、1996年報告書が指摘した主要点のほとんどは今も有効であることを示しています。同時に、貿易、雇用、中核的労働基準の複雑な相互作用の一部については、引き続きOECD加盟各国を含めた関係者間に見解の相違を招いています。新しい報告書の目的は、国際化や増大する貿易と国際投資をめぐる今日の政策対話の中で最も微妙な問題についての共通基盤を上げることにあります。

ILOでは近年何が起きているか

1998年6月、国際労働機関（ILO）は「労働に関する基本原則と権利のILO宣言」を採択し、その中で、労働に関する4つの基本原則と権利を簡潔に挙げたうえで、ILO加盟国がこれらを尊重し、労働基準を保護貿易の道具に利用しないことを強調した。ILO宣言が示した基本原則と権利は、a) 労働者の団結の自由と団体交渉権の効果的な承認、b) あらゆる形態の強制労働の廃止、c) 児童労働の効果的な廃絶、d) 雇用・職業差別の撤廃、である。

ILO宣言は、それに関連するILO条約（基本

条約として知られる）の重要性を再確認するとともに、その対象範囲を広げ、条約の未批准国にも基本原則と権利の適用を求めている。1999年6月にはILO加盟国は、新たな基本条約（ILO第182号条約）を採択、「最悪の形態の児童労働」を禁止した。この条約は2000年11月に発効の運びとなり、8番目の基本条約となる。1996年のOECD報告書以降、初めの7つの基本条約すべてを批准した国は倍増した。そして「最悪の形態の児童労働」を禁じる新たな基本条約も各国の批准が速いペースで進んでいる。ただ、批准国は増加しているが、監視を強め、

未批准国を取り込むためには、更なるフォローアップが必要である。

その上、中核的労働基準とその適用をめぐる、未だに各国間に認識の差がある。ILOの「条約と勧告の適用に関する専門委員会」の報告書をベースにしたOECDの研究によると、近年の労働者の団結の自由と団体交渉権については、69カ国(こうした権利に関連する2つのILO基本条約の批准国)の広範なサンプルに順守状況の改善における大きな進歩は見られなかった。

1998年のILO宣言によって、基本原則と権利を機能させるためのフォローアップ制度も設立

された。この制度の中には、この問題をめぐる世界の状況をダイナミックに示し、ILOの技術協力活動の評価や優先順位付けに役立つ特別年次報告書の出版も含まれている。このフォローアップ制度やその他の取り組みによって、既に充実しているILOの技術協力活動は、さらに活性化している。こうした変化の影響の全てを実感するには時間がかかるだろうが、こうした高まる国際的関心と支援に反応する国も出ている。将来的な課題は、ILO加盟国全般に対して法令や慣行面で労働基準を一層尊重するよう奨励し続けながら、同時に最も深刻な問題点に対しては国際的な関心を高め、早急な改善を実現することだろう。

WTOではどうか

世界貿易機関(WTO)加盟国は1996年12月のシンガポール会議で、国際的に認知された中核的労働基準の順守を改めて約し、WTOとILOの両事務局間の協力を支持し、労働基準を保護貿易の目的に利用することを否定し、ILOが中核的労働基準を定める管轄機関であることを確認した。1999年12月のシアトルでの第3回WTO閣僚会議では、米国が「貿易と労働に関するWTO作業部会」の設置を提案し

た。一方、欧州連合(EU)はILOとWTOとの合同常設作業部会を提案し、カナダは、国際化への対応において貿易、開発、社会、環境政策の関係を考えるWTO作業部会を提案した。しかし、これらの提案にはいずれも多くのWTO加盟国が反対した。閣僚宣言がまとまらなかったことを考えると、作業部会設置に関する提案の先行きは不透明である。

地域レベル、国家レベル、国際機関ではどんな進歩があったか

北米労働協力協定では引き続き、加盟3カ国の既存の労働法の施行を奨励することによって、労働法関連問題の解決に努めている。また、2つの地域経済統合合意——メルコスール(南米共同市場)とSADC(南部アフリカ開発共同体)——は最近、一連の労働に関する原則を支持し、その実施を監視する社会憲章の採択に向けて動いている。

米国の一般特恵関税制度(GSP)では、児童労働に関わったり、団結の自由を認めない国に対しては特恵待遇が停止される。米国は、国別の貿易慣行報告書を利用することにより、幾つかの国での労働者の権利向上を目指している。一方、欧州共同体(EC)のGSPは、一定の中核的労働基準を順守する国に追加的な特恵措置を与えることを主眼とする。ECのGSPでは、一定の状況下では特恵待遇の一時的差し止めもできる。

米国は、児童の強制労働や年季奉公で製品を生産したり、その製品を輸入することを禁じる法案を可決した。また、労働集約的製品の主要輸出国に対し、その国に駐在する米国大使館員が輸出品の生産施設と疑われる刑務

所を訪問できるという内容の協力書(statement of cooperation)について交渉を行っている。中核的労働基準の順守については、ECとアフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国との協力協定や、ECと南アフリカとの貿易開発協力協定にも盛り込まれている。

搾取的な児童労働を撲滅するための開発協力プログラムは、以前よりも目的が絞られ、結果を重視する内容になっている。OECD開発援助委員会(DAC)の1996年戦略「21世紀を形成する：開発協力の貢献」では、2015年までに全ての国で人々が初等教育を受けられるよう途上国を支援するよう援助国に求めた。

貧困撲滅と経済社会の発展を使命とする世界銀行や他の国際金融機関でも、中核的労働基準とその実施の意味合いは重視されるようになった。

中核的労働基準の順守を世界中で推進するために、国際投資や多国籍企業を利用する努力も続いている。例えば、2000年6月には「OECD多国籍企業行動指針」の総合的な見直しが完了した。この見直しは、「行動指針」が

引き続き適切、有効であることを確実にするのが目的で、以前にはなかった中核的労働基準に関する勧告が追加された（特に児童労働と強制労働について）。改定版勧告では、この勧告は国内あるいは外国に進出して活動する企業に適用され、かつその企業のあらゆる国での活動が対象になると明示している。この行動指針は「国際投資と多国籍企業に関するOECD宣言」に基づく広範でバランスのとれた施策の一部である。同宣言は国際投資や多国籍企業分野での国際協力の推進を目指すものである。

自発的な行動規範——ビジネス上の行動規範の順守を書面で表明したもの——の数も増え続けている。例えば、米国ではフォーチュン500（米国の売上規模上位500社）の大半が、中核的労働基準を含む様々な問題に対応する行動規範、社内指針を採用している。英国では上位500社の60%超が類似の規範を有している。この割合は10年前には18%に過ぎなかった。EUの繊維・服飾、履き物、商業の各部門のソーシャル・パートナー（経営者団体、労働組合等）もまた、中核的労働基準に基づく行動規範作りを取り決めている。

輸出加工地区と外国直接投資での状況はどうか

中国には数百の輸出加工地区（EPZ）がある。中国以外のEPZも、1996年の研究時では500程度だったのが、現在では850地区に増え、2700万人の雇用を創出している。しかし、自国の労働法をEPZに適用しない国もある。ILOによると、このため幾つかのEPZでは依然、高い転職率、長期欠勤、ストレスや疲労、低生産性、資材の無駄遣い、労働争議といった問題が極めて一般的だという。一方で、EPZでの賃金はその国の平均賃金を上回る傾向もある。

国際競争の激化に伴い、外国人投資家はそ

の優先順位を変えつつあり、高度な熟練労働力と近代的インフラを好む傾向にある。“賢明な”EPZは、労働生産性が確実に上昇し続けるような戦略を採っている。より広く見れば、最近の海外直接投資のデータでも、多国籍企業は主に最も大きく、最も豊かで、最もダイナミックな市場に投資することが確認されている。中核的労働基準を尊重しない国は、中国という大きな例外を除くと、国際投資の流入がごく低水準にとどまっている。労働基準の低い国が、これを利用して国際競争で優位に立とうとする外国企業を引き付けることができるという確固たる証拠は何もない。

最新の研究はこの問題に新たな光を当てたか

1996年研究報告書以降に公となった文献を調べると、数多くの暫定的な結論が出てくる。

中核的労働基準を強化した国は、労働力の熟練度を向上させたり、技術革新や生産性向上を奨励する環境作りをして、経済の成長と効率性を高めることができる。貿易、民主主義、賃金の関係を調べた最近の研究によると、貿易の自由化以前に民主主義的制度——労働者の基本的権利を含む——を發展させた国は、そうした制度がない国よりも自由化による打撃が小さく、貿易制度の移行を乗り越えられたという。

最近の幾つかの研究には、労働基準の順守と貿易との間に負の相関を示唆するものがある。しかしこれは、中核的労働基準が低い国は高い国よりも貿易のパフォーマンスが悪いとする（OECDの）1996年研究報告書の内容と対立しない。というのは、これらの最近の研究が着目するのは中核的労働基準ではなく、労働基準全般だからだ。この違いは分析の上で極めて重要である。中核的労働基準と中核

ではない労働基準は、経済面で結果に異なる影響を与え、多くの場合は正反対の影響を与えると考えられるからだ。

途上国との貿易がセクター別の雇用形態、賃金格差に与える影響の大きさと、他の要素（技術進歩、国際的人口移動、制度変化など）との相関関係については、研究者の間で依然として意見の相違がある。多くの研究は貿易の役割を確認しているが、その貢献度は限定的とみている。さらに、幾つかの途上国（幾つかのOECD加盟国も同様）で相対賃金の格差が拡大しているという事実は、標準的な貿易理論に問題を投げかけている。もし貿易が主な原動力であるならば、非熟練労働力による労働集約的製品を輸出する途上国では、熟練労働者と非熟練労働者の相対賃金は格差が拡大せず、むしろ収斂するはずだからだ。

また、最近の多くの研究が指摘するのは、労働基準は「労働条件の引き下げ競争」への強力な歯止めになるということだ。企業が賃上げもせず手当てをカットし、競争で優位

に立とうとすれば、実質的に労働者の限界価値生産物を下回る水準にまで賃金を下げることになる。しかし競争的な市場では、他企業からの圧力があるため、企業は労働者を雇いたければ結局、待遇を元の水準に戻すことを強いられる。しかし、競争圧力が弱い場合には結果は異なる。多くの場合、他企業がどんな賃金を提示しているかを知るにはコストがかかり、別の雇用者に転職するにもさらにコストがかかるからだ。ただし、「労働条件の引き下げ競争」の議論が賃金水準に焦点をあてている限りは、中核的労働基準の問題は関係ないことは留意するべきだ。

最近の幾つかの文献は、児童就労を認める国では貿易制裁のコストを負担するよりも労働法改正を選ぶと指摘している。また、一定の環境下では、児童労働の禁止によって成人の賃金が上昇し、子供は就労しないという均

衡状態に経済が移行する可能性があるとも示唆する。この議論は労働生産性が比較的高く、子供を就労させずに養うことができる国には当てはまるかもしれない。しかし文献はまた、非常に貧しい国では児童労働の禁止が家計を悪化させる可能性も指摘する。さらに、児童労働を使った製品の輸入禁止は、輸出産業からは児童労働を締め出すだろうが、児童労働者の主たる雇用者であるインフォーマルセクターでの児童労働に対しては何の歯止めにもならないだろう。

ブラジルとメキシコの経験を取り上げた最近の分析によると、児童労働を減らすという意味では、家族に子供を通学させるための補助金を給付する方が、貿易への介入といった措置よりも優れた政策だという。搾取的な児童労働をなくし、人的資本形成を拡大するには、貿易への介入は最適の方法ではない。

ま と め

近年、国際政治の場では広く、一連の中核的労働基準の定義と認識についてのコンセンサスが形成されてきた。この動きには、労働基準を保護貿易の目的に利用してはならないとの合意も伴っている。また、中核的労働基準の認知と実際の適用との間には相変わらず落差があることも判明している。さらに、労働

基準をめぐる問題は複雑で多面的な性格を持つため、国際社会でかなりの論争を引き起こしている。これによって、労働基準を順守しない原因に取り組むための、多様で補完的な可能性を持ち、順守を奨励するようなメカニズムの重要性が注目されている。

【関連図書】

❖ **International Trade and Core Labour Standards**
ISBN: 92-64-18535-6 ¥2150 pp.98

❖ **Open Markets Matter: The Benefits of Trade and Investment Liberalisation**
ISBN: 92-64-16100-7 ¥2550 pp.116

<インターネット上で公開>

❖ **Trade, Employment and Labour Standards: A Study of Core Workers' Rights and International Trade**
www.oecd.org/ech/pub/lbstadhtml

❖ **International Trade and Core Labour Standards: A Survey of Recent Literature**
www.oecd.org/els/labour/els_lab.htm#2

この冊子の全体、または一部の複製使用や翻訳をご希望の場合は、

「©OECD. Reproduced by permission of the OECD」と出典を明記することを条件に、無料で許可されることとなります。

本資料は、OECDパリ本部情報局広報課が、事務局長の責任下で作成した『OECD Policy Brief』の邦文仮訳です。

英語版はOECDパリ本部のホームページ (<http://www.oecd.org/>) でご覧いただけます。

OECD東京センターの日本語ホームページ (<http://www.oecdtkyoo.org>) からリンクしています。

OECD東京センター 〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-4 ランディック赤坂ビル3F

Tel 03-3586-2016 Fax 03-3586-2298

E-mail: center@oecdtkyoo.org Homepage <http://www.oecdtkyoo.org>

最寄駅：地下鉄銀座線・南北線「溜池山王」9番出口